本号で公布された法令のあらまし

◇ネパール国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令（政令第二一号）（内閣府本府）

1　ネパール国際平和協力隊を置く期間を平成二二年七月三一日までとすることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

ネパール国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月五日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第二十一号

ネパール国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

ネパール国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成十九年政令第百六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十二年七月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

外務大臣　岡田　克也

省　令

○厚生労働省令第二十四号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十三条第四項の規定を実施するため、厚生労働省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月五日

厚生労働大臣　長妻　昭

厚生労働省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令

厚生労働省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和六十一年厚生省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

別記様式裏中「若しくは第5号」を「から第6号まで」に改める。

附　則

この省令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

告　示

○金融庁告示第二十五号

SBIホールディングス株式会社が、SBIアクサ生命保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定によりSBIホールディングス株式会社の同法第二百七十一条の十第一項の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条第九号の規定に基づき、告示する。

平成二十二年三月五日

金融庁長官　三國谷勝範

○総務省告示第七十三号

市村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、印旛郡印旛村及び同郡本埜村を廃し、その区域を印西市に編入する旨、千葉県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十二年三月二十三日からその効力を生ずるものとする。

平成二十二年三月五日

総務大臣　原口　一博

○法務省告示第百十三号

山口県岩国市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成二十二年三月五日

法務大臣　千葉　景子

山口県岩国市南岩国町三丁目七百四番地

岡　宗則

○法務省告示第百十四号

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第百九十三条第五項第二号（これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに不動産登記規則第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二条第一項第二号、鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十二年三月五日

法務大臣　千葉　景子

登記所	指定の効力が生ずる日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第三十五号）の規定によりその商業登記の事務（宇都宮地方法務局黒磯出張所の管轄に属していた事務に限る。）が宇都宮地方法務局において取り扱われることとなった場合の宇都宮地方法務局大田原支局	平成二十二年三月十五日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第四号）の規定によりその商業登記の事務が横浜地方法務局湘南支局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の横浜地方法務局大和出張所	平成二十二年三月八日
法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第四号）の規定によりその商業登記の事務が長野地方法務局松本支局及び木曽支局大町支局へ取り扱わされることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の長野地方法務局及び木曽支局	平成二十二年三月二十三日